

令和5年第4回広尾町議会定例会 第2号

令和5年12月6日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	9番 渡辺 富久馬
10番 小田 雅二	11番 旗手 恵子
12番 山谷 照夫	13番 堀田 成郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	沖 田 一 美
兼 出 納 室 長	沖 田 一 美
総 務 課 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	山 岸 直 宏
企 画 課 長 補 佐	鎌 田 慎
住 民 課 長	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	村 中 晃 央
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大
保 健 福 祉 課 参 事	保 坂 一 也

兼老人福祉センター所長	宝	泉		大
地域包括支援センター長	村	上	洋	子
兼健康管理センター長	保	坂	一	也
健康管理センター次長	三	浦	直	子
保健福祉課子育て支援室長	浜	頭		力
兼子育て世代包括支援センター長	浜	頭		力
認定こども園ひろお保育園長	佐々木	み	ゆ	き
認定こども園ひろお保育園副園長	舩	田	光	恵
兼豊似保育所所長	舩	田	光	恵
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
農林課長	及	川	隆	之
兼町営牧場長	及	川	隆	之
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
水産商工観光課長補佐	山	田	雅	樹
建設水道課長	寺	井		真
建設水道課長補佐	三	上	昌	樹
建設水道課長補佐	川	崎	幸	一
兼下水終末処理センター長	寺	井		真
港湾課長	安	岡	伸	弘
港湾課長補佐	須	田	圭	一

〈教育委員会〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	畑	裕	貴
管 理 課 長 補 佐	三	浦	弘	樹
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	渡	辺	將	人
兼 図 書 館 長	渡	辺	將	人
兼 海 洋 博 物 館 長	渡	辺	將	人

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林	忠
併 書 記 長	白 石 晃	基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	鈴 木 孝 俊
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	大 森 康 雄
事 務 局 長	森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補	佐 々 木 琴 葉

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、松田健司議員、6番、志村國昭議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、11番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

1、11番（旗手） 私は、小中学校の猛暑対策、夏・冬休みの在り方について質問します。

今年夏の猛暑を受け、道教委は、来年度から道立高校と特別支援学校の夏休みを延長する方向で検討を始めたと報道されています。

道教委の規則では、夏休みは7月10日から8月31日の間で「25日以内」、冬休みは12月10日から翌年1月31日までに連続で「25日以内」、合わせて「50日以内」としています。

今年の夏は真夏日が続いたため、道内の小中高と特別支援学校では、暑さ対策のための臨時休校が1日最多で125校、短縮授業は592校に上ったとのことです。熱中症疑いで救急搬送されたケースは前年の9倍以上の37件に増えたことで、道議会でも夏休みの延長を求める声が上がっていたといえます。

夏休みを延長する場合、1つには「総休業日数を増やす」、2つ目には「総休業日数を維持した上で、冬休みを短縮し夏休みを延長する」の2つの案が浮上しているといえます。

足寄町では、一足早く昨年度から夏休みを従来の25日間から30日間に延長したといえます。

オホーツク管内の佐呂間町教育委員会は、オホーツク管内の小中学校の夏休み、冬休みをそれぞれ「25日以内」と規定する町立学校管理規則を改正し、夏休みと冬休みの日数制限を撤廃した上で総休業日数を決め、本年度冬休みから実施するとしたそうです。暑さ対策で総休業日数の延長を決めた自治体は佐呂間町が道内で初めてで、これにより夏休みは7月20日から8月31日の間で、冬休みは12月20日から翌年1月31日の間で、校長が56日の範囲内で期間を定めることが可能になったといえます。教育長は、各学校が柔軟に休業日を設定し、よりよい学習環境が提供できると説明しています。教職員が教材研究をしたり、休みやすくなったりする効果も期待するともいえます。同町では学習指導要領が定める標準時間以上の授業を行っており、町教委は休業日の延長による学習面への影響はほぼないと判断したということです。

本町では、どのように検討されているのでしょうか。お答えください。

1、議長（堀田） 答弁。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 旗手議員のご質問にお答えをいたします。

現在、広尾町立学校管理規則では、道立学校と同様に「夏季休業日」と「冬季休業日」の日数はそれぞれ「25日以内」と規定をされており、総休業日数は「50日以内」となっております。

来年度以降、「道立学校の長期休業に関する規則の改正」と同様に「夏季休業日」及び「冬季休業日」の「25日以内」という規定を削除し、総休業日数を「56日以内」とする規則改正を行いたいと考えております。

広尾町における猛暑対策として、現在、各学校において「夏季休業日」を5日程度延長する方向で検討をしているところであります。

休業期間以外の日で熱中症アラートが発令されるような猛暑日になった場合は、授業時間の短縮や臨時休校も視野に入れ、児童生徒の健康保持に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 今のお話では、夏の休業日を5日程度延長する方向で検討しているということでした。今年の夏も本当にひどい暑さだったということもあって、何よりも児童生徒の健康保持が大事と、今、答弁の中でもありましたけれども、これをやはり第一に考えて、安全な環境で勉強できるような、そういう体制をぜひ考えていくべきだと思いますが、その点についてもう一度確認させてください。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 旗手議員がおっしゃったとおりでございまして、何といたっても児童生徒の健康保持、これが重要だというふうに思っていますし、やっぱり授業環境を整えることも大事なというふうに思っています。昨日、議員協議会でも説明したとおり、小中学校にエアコンの設置も考えているところでありまして、より児童生徒が学習に集中できる環境を整えたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 次に、4番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（前崎） 2点について質問をいたします。

まず、1点目でありますけれども、特別養護老人ホーム等の介護職員の早期の正職員化についてを質問いたします。

本町の特別養護老人ホームの介護職員は、平成27年度で24人在職し、そのうち常勤職員が22人いたものが令和4年度末の常勤職員は11人と、半減している状況であります。加えて、正規職員は平成27年度の8人から本年3月末では2人と、4分の1になっております。そのうちフルタイム会計年度任用職員は9人で、正職員の割合は2割弱となっております。この状況は本年10月まで継続され、11月に新たに2人の正職員が入職され4人となっているところであります。

管内の自治体営特別養護老人ホームの常勤介護職員の本年4月現在の配置状況について、各施設を調査したところであります。大樹町の特老の定員及び入所者数は50人で、常勤職員は24人在職し、そのうち正職員は20人、フルタイム会計年度任用職員は4人で、正職員の配置割合は83.3%となっています。本別町の特老の定員及び入所者数は同じく50人で、常勤職員は18人で、正職員は17人、フルタイム会計年度任用職員1人と、正職員の割合は94.4%であります。足寄町の特老の定員は56人で、現在の入所者数は介護職員の確保が十分でないとのことで45人に制限しているとのことです。常勤介護職員は19人で、正職員は14人、フルタイム会計年度任用職員は5人で、正職員の割合は73.7%となっております。士幌町の特老の定員は107人で現在103人が入所されておりますが、常勤介護職員は41人で、そのうち正職員は34人、フルタイム会計年度任用職員は7人で、正職員の割合は82.9%となっております。

本町以外の常勤介護職員の正職員の割合は、7割超から9割を超える割合であり、本町の2割弱とは大きな乖離があります。本町の常勤介護職員数が平成27年度22人から半減している現状を鑑みると、現時点で外国人労働者に依拠することは緊急避難的にやむを得ない事由と認識はするものの、外国人労働者は、いずれ本国に帰国することを考慮すれば、安易に依拠することはなく、まずは本町出身の介護職員の人材育成をしつつ、介護職員の確保に全力を傾注することが急務でないかと認識をするものです。

本町の特別養護老人ホームの常勤介護職員数の推移では、平成27年度22人のうち正職員は8人で正職員の割合は36.4%、約3分の1であったものが、翌年度、平成28年度の常勤介護職員19人中、正職員は5人で26.3%、平成29年度以降も正職員は5人を維持し、令和3年度は常勤介護職員12人のうち正職員は3人と、25%に低下しております。

一方、養護老人ホームの平成27年度における常勤介護職員は11人で、正職員が2人、フルタイム会計年度任用職員が9人と、正職員の占める割合は18.2%と、2割以下となっております。平成28年度以降も正職員は2人体制で、令和4年度で9人中3人、33%となっておりますが、いずれにしても、ほかの町村から比較して正職員の割合は大きな開きがあります。

加えて、年々常勤介護職員が減少している現状を鑑みると、人材確保は喫緊の課題であります。

現在、十勝管内の介護福祉士の資格取得のための専門学校は2校ありますが、近年は2校とも入学者が10人未満となっており、新卒者の採用は厳しいと言われております。大樹町では、5年をめぐりに介護福祉士の取得を目指す意欲のある職員を正職員に採用しているところであります。

本町も先進町村を参考に、早急に介護職員の正職員化を図るべきと思いますが、町長の答弁を求

めます。

次に、沿岸漁業振興のための養殖試験の実施についてを質問いたします。

本町の沿岸漁業は、近年の温暖化による海水温の上昇で、サケやイカ、サンマ等の漁獲量が振るわず年々減少し、漁業経営を圧迫している状況であります。海水温の上昇は今後も続く見通しであり、道内全域でも同様の現況であるところでもあります。

本町は、イワシの水揚げ高については本年度は8万2,000トンで、漁獲高は約50億円の49億9,400万円近くまで伸びております。しかし、一方で秋サケの水揚げが本年度は215トンと昨年と比べて約半減、漁獲高も1億2,100万円と昨年度から1億9,840万円の減少、62%の減少となっております。そのほか、シシャモ等も低迷している現況であります。

ほかの自治体においても、近年、海水温の上昇で沿岸漁業の水揚げが減少していることから、養殖試験等の実施をしております。隣の大樹町は、4年前から旭浜漁港でサクラマス養殖試験を実施し、釧路市では、市などで行う市養殖事業調査研究協議会が昨年よりギンザケ養殖試験を実施しております。また、道南の八雲町では令和元年より、函館市、奥尻町、せたな町では令和3年より、それぞれニジマスの養殖試験を実施しております。また、道東の根室市では、ベニザケの養殖試験も実施しているところでもあります。

本町においても、沿岸漁業の振興のために、十勝港の一部スペースを活用して現在行っているウニ養殖事業等と併せて、ほかの魚種の養殖試験を検討すべきと思いますが、町長のお答えをお願いいたします。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の特養、養護老人ホームの職員の正職員化についてであります。

会計年度任用職員の正職員化につきましては、町の財政状況や行政改革を鑑みて大変厳しい状況であったことから、これまでも正職員化は難しいとご説明をさせていただきました。

会計年度任用職員の待遇面については、これまでも賃金改定なども含め待遇改善を図ってきたところであり、今後も継続して取り組み、待遇改善を図ってまいります。

介護人材確保のため、令和3年度より介護職員の正職員募集も行っており、これは現在働いている会計年度任用職員の応募を妨げるものではなく、実際に2名が正職員として採用となっております。11月1日現在で正職員の割合も、両老人ホームを合わせて4割に達したところでもあります。

今後も、待遇改善だけではなく、離職防止を図るため、業務改善や面談等も実施し、働きやすい職場環境を目指してまいります。

外国人介護人材につきましては、介護人材不足は全国的な問題であり、正職員を募集しても十勝管内でも確保が難しいと言われております。適切なサービス提供を行うためには、介護人材の人員確保が急務であります。町として、養成校への募集や昨年度より新たに開始いたしました医療技術

者等修学資金貸付制度も周知しながら人員確保に努めているところでありますが、人員確保を行う上の方法の一つとして外国人介護人材の活用を検討しているところでありますので、ご理解を願いたいと思います。

続きまして、2点目の沿岸漁業振興のための養殖試験の実施についてであります。

本町産業の根幹をなす漁業は、秋サケをはじめとする主要魚種の大幅な漁業不振により、依然として厳しい経営状況が続いております。

議員がおっしゃったとおり、北海道内各地におきましてサケ・マス類の養殖試験事業が実施されております。

本町におきましても、昭和62年から平成元年までサクラマス、平成2年にベニザケ、平成3年から平成4年にはギンザケの養殖企業化試験事業を実施し、そのうちギンザケの養殖事業が町内漁業者によって企業化され、平成6年まで手がけられてきたところであります。いずれの事業も、採算や担い手などの問題により、起業や継続が難しいとの結果でありました。

現在、漁協が主体となって、十勝港の一部水面を利用させていただき、ウニと昆布の養殖を行うウニ養殖企業化試験事業を行っており、新しい漁業として確立できるか推移を見守りつつ、今後も漁協や関係機関と持続可能な漁業経営を模索しながら、各種施策を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） まず、介護職員の正職員化について再質問いたします。

先ほどの答弁で、本町の財政状況や行政改革で大変厳しい状況にあったということで正職員化が遅れているということでしたけれども、私は今回、各十勝管内の施設の施設長とお話をさせていただきましたけれども、ほかの町村が、例えば財政状況に余裕があるからそれぞれ正職員化してきたとか、そういう観点ではなく、やはり施設の維持を今後継続していくという観点で、以前からこの介護職員の正職員化に取り組んできたというふうにお話しされております。とりわけ会計年度任用職員制度が採用されてから、それまである町では準職員という形で介護職員を採用しておりましたけれども、この会計年度任用職員制度ができてから、いわゆる準職員を全部正職員にしたということでお話をされていました。なぜそういう状況かという、先ほども町長も言っておりますけれども、やっぱり人材確保にどこの町村でもかなり四苦八苦していると。そういう中で、正職員化にしなければ人材確保が困難であるということで取り組んできたということでもあります。ある町村の施設長は、介護職員はほかの業種よりもきつい仕事なので、正職員にしなければ離職につながるということで、正職員化による人材確保に努めているというふうにおっしゃっております。

本町については、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム含めて従前から介護職員の正職員化について何回か提案させてもらっておりますけれども、実態としては、冒頭申し上げたように、正職員の比率が年々低下して2割を切っている状況であります。そういった意味では、この部分を、やはり早急に改善していかなければこういった施設の運営が成り立っていかないというふうに考えてお

りますけれども、他の町村と比較して本町の実態についてどのように考えているか、お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） まず、正職員化の問題でありますけれども、以前からご質問があつて答弁をさせていただいておりますけれども、以前はこの施設を民間に委託という方針の下に、なるべくというか、正職員化しないで移行がしやすい形で進めてまいりました。しかし、いろいろ今日まで経過を踏まえれば、自前でやるという方針にいたしたところでございます。

そこで、どう人材を確保していくかという点でありますけれども、常々これまで待遇改善、それぞれしてきたところであります。ぜひ議員、他町村とも比べていただければというふうに思いますけれども、決して年収ベースでは劣っている状況ではないところであります。待遇がなかなか不満で離職というケースはほぼほぼなくて、どちらかといえば、これまでもいろんな指摘がありました人間関係ですとか働く環境だとか、そういったところの離職はちょっと進んでいまして、そこは反省して、今、一生懸命取り組んでいるところであります。待遇面についてはしっかりと、業務手当も8%から16%にしましたし、養護については4%から10%でやっております。これは正職員でないわけでありまして、そういった意味では、年収ベースで比べればそんなに待遇が悪いということではないところでありまして、ただ、人材確保の面については議員おっしゃったとおりでありまして、しっかりと人材確保しなければ施設の運営ができませんので、しっかり取組を進めてまいりたいと思います。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 今、待遇改善は実施しているという説明でありましたけれども、今日の報道関係によっても、介護職員のいわゆる報酬が全産業から比べたら月額で10万円近く開きがあるというようなことが報道されております。そういった意味では、非常にきつい職場ということで、ほかの町村でも今取り組んでいるように、待遇改善イコール正職員化といいますか、それは1つには、先ほど答弁にありましたけれども、離職防止を図るため業務改善や面談、働きやすい職場環境を目指していきますとのことですけれども、どの施設長においてもこの内容については同じようなお話でしたし、ある施設長は、働きやすい環境で正職員化を図り、今の職員を大事にしていかなければ離職につながるというふうに話されております。本町でも施設の職員が先頭に立って介護職員のそういった職場環境の改善にご尽力されていることは十分承知しておりますけれども、しかしやはり何といっても正職員化を図らなければ離職につながる、これは過去8年間の常勤介護職員の減少の推移を見れば、今、先ほど言ったように6年間で半減しているということでもありますから、一にも二にも正職員化を図ることが必要でないかというふうに思っています。

先ほどの答弁で11月に、例えば特養も2人の正職員が増えたということで、養護も新たに2人が

正職員になったということで、4割になったということなのですから、2割弱から4割ですから倍増ですが、分母が小さいということを考えれば、先ほど言ったように本別町、足寄町、大樹町にしても常勤介護職員が18とか20とかという数でやっていますから、やっぱり本町も常勤介護職員をそこまで引き上げていかなければ駄目だと思うのです。そういった面で今後どのように考えているか、お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 引き続き、人の採用については進めるところであります。ただ、採用条件として介護福祉士の取得者、それから町内在住はもちろんでありますが、年齢45歳という3つの条件をもとに今しているところであります。どこの町村も無条件に採用というのはないのだというふうに思っておりまして、最低限でも介護福祉士を取得していただくということであります。先ほど申し上げましたけれども、そうやって今いる職員も採用になったというケースもございます。しっかりとその辺についても、やはり人の確保というのは、待遇面はもちろんでありますが、働く環境、人間関係を含めて重要でありますので、しっかり取組を進めてまいりたいと思います。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 介護職員の人材不足は今もう全国的な社会問題となっておりますし、どこの施設でも苦慮しているところであろうかと思います。先ほども触れましたけれども、管内の介護職員の養成校であるコア専門学校、今年度の入学者が9人ということで、もう一校も同様に1桁の入学者ということで、ここの部分では採用することは非常に難しいということで、各施設の施設長も、ほかの形で職員、人材確保に努めているということでありました。

それから、先ほどちょっと町長も触れましたけれども、正職員の条件として介護福祉士の、これは国家資格でありますけれども、この有資格者ということでもありますけれども、実は士幌町は34人の正職員全員が介護福祉士の有資格者ということでありました。

それから、足寄町の14人、本別町の17人の正職員全て介護福祉士の有資格者であるということで、私もこの数字を見てちょっと驚いたのですけれども、これは一朝一夕でできたことではなくて、以前からそういった形で、例えば3年間の経験年数を積んだ後にサポートして介護福祉士を取得し採用ということもあるというふうに聞いております。とりわけ足寄町は、先ほど言いましたように56人の定員で常勤介護職員は17人しかいないということで、45人に入所者を制限しているのですね。以前、フルタイム会計年度任用職員が10人ぐらいいたのですけれども、辞められて、今、総体の職員数が少ないということで、今後、フルタイム会計年度任用職員のうち介護福祉士の有資格者については正職員化を図るとか、これからもこの有資格者の募集を積極的にして、定員の56人に満つるまでの入所者を確保したいというふうな話をされております。

先ほどちらっと触れましたけれども、大樹町は正職員20人なのですから、全員が介護福祉士

は有していないということなのです。要するに、意欲のある方で、正職員にした後に経験を積んで、それから施設がサポートをして介護福祉士の資格を取ってもらうということで、その段階でもう、いわゆる正職員にしますということで採用しているということで、非常に職員も前向きに勤務していただいていますというお話でした。あと、大樹町もフルタイム会計年度任用職員4名の、いわゆる非正規でありますけれども、この方は夜勤が家庭の都合でできないということで臨時になっていますけれども、この方たちも夜勤ができるようになれば正職員にしたいというようなことで、広尾町以外について、かなり以前からそういった取組をしているということが今回の調査で明らかになってきたところであります。

9月の議員協議会で3年の経験を基に介護福祉士の資格を取るサポートをしていきたいと、外国人労働者を採用したときにそういう説明がありましたけれども、当然それはそうなのですが、まずは地元のそういった職員の3年以上の経験をしている方、何人かいるかと思うのですが、その方たちをサポートして介護福祉士を取っていただくというような前向きなそういった取組をまずしていかなければ、先ほどもちらっと町長が従前は人間関係等の部分で離職があったというふうに、私もその話は聞いていますが、やっぱりそういった非正規の部分で人間関係がうまくスムーズにいかないといいますか、逆に他の施設の方から、そういう正職員が少ない中ではそういった問題が起きますよというような話も私は聞いておりますけれども、それらも含めて、今後、介護福祉士取得に係る本町のサポート体制についてどのように考えているか、お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） これまでも今いる職員についての介護福祉士の取得に向けてサポートしているわけですから、引き続きそのサポートをしっかりとしていきたいというふうに思っているところであります。また、現場の中において研修制度をしっかり確立しながら、やっぱり介護職員たるものはどうあるべきか、そして人間関係がどうあるべきかということも、そここのところがやっぱり大きな課題に今なっているところであります。待遇面での不満で離職というケースは、ほとんどないところであります。それだけ会計年度任用職員には待遇改善してきたというところであります。

今後についても、期末勤勉手当も出るようになりましたし、職員には出ない介護業務手当、これもあるわけですから、でも正職員と会計年度任用職員の呼び名で変わるという場合もあるということですから、その辺につきましては、今後、検討課題とさせていただければというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 大樹町は20人の正職員が全員大樹町出身だということも伺ってまいりました。

やはり地域の方が安心して、例えば特養とか養護老人ホームに入所する場合、入所生活が快適に送れるように万全を期すべきだというふうには思うのです。そういった中で、やっぱり地元出身の介護職員を基本的には人材確保、きちっとする必要があるのではないかというふうに思っております。冒頭、財政状況等、大変厳しいということでありましたけれども、例えば大樹町とか士幌町にできて広尾町にできないことはないというふうに私、確信しておりますので、ぜひこの点についても前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。沿岸漁業振興のための養殖試験の部分で再質問したいと思います。

先ほどのご答弁で、かなり前ですけれども、例えばサクラマスは昭和62年から平成元年まで3年間取り組んできた。それから、ギンザケは平成3年から4年の2年間、それからベニザケは平成2年の1年間取り組んできたということであります。この養殖試験が1年ないし3年で取組が終了したということについての因果関係については詳しくは承知しておりませんが、多分、当時、市場調査ですとか流通情報、稚魚の確保等、多岐にわたる部分でうまく回らなかったのかなというふうに思っておりますけれども、例えば大樹町が旭浜でサクラマスの養殖試験をやっておりますけれども、2020年は、しけで、この施設が壊れてしまった。それから、2021年は赤潮でほぼ壊滅状態。昨年は漁獲する寸前の大しけでまた傷がついたということで、3年連続で不運に見舞われてきておりますけれども、大樹町としては、今年度からさらに2025年度までの3か年間、再度この養殖事業をやるということで、今年度は4年目の挑戦という形で今進められておりますけれども、こういった養殖実証試験といいますか、いろんな自然界の要素ですとかありますから、やはりある程度の中期的なスパンでなければ、なかなか成果というか、そういったものが計り知れないのかなというふうに思っております。

そういった意味では、先ほど紹介した昭和60年後半、平成の初めのときのそれぞれの養殖試験が結果として短期間で終わったということでもありますけれども、例えば町としてこの取組についてどのような検証をされて、今後どういう形で生かしていくのかということについてお答えをいただきたい。お願いいたします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、検証をというお話でございました。過去にももう相当な回数にわたってやってくるわけでありまして、そこは事業者たところが検証しながらどう次に結びつけていくのかというところを今実際やって、その結果、採算が合わない、それから担い手不足というところで現在行われていないところであります。ただし、昨今の漁業情勢を見ると漁獲総取扱いはイワシのおかげで上がっていますが、前浜は落ち込んでいるという状況でありますから、漁業者全体のやっぱり漁業経営に関わる問題であります。そのために、やはり今後の漁業の在り方についても、漁業者、漁業協同組合が、今、考えているところであります。前段申し上げましたウニの企業化についても、今、音調津で稚ウニを育てて海に放流している事業、これとまた別に海水面、内水

面で籠の中に稚ウニを入れて、そこで大きくするという、そんな試験もやっているところでもあります。そういった取組も今しているところでございまして、そういったことも漁業者が主体的になって今やっているところでもあります。今後もやっぱりそういった方向になるのだというふうに思っているところでありまして、行政もしっかりと連携しながらやっていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほども冒頭、道東、道南の養殖事業について紹介させていただきましたけれども、とりわけここ3、4年の間だと思うんですね。例えば函館市の漁協は一昨年、2021年度に400匹のニジマスの稚魚を仕入れして、去年6月に1トンの水揚げをしたということで、今年は福島県から幼魚5,000匹、いわゆる10倍以上ですよ。それを仕入れしてスーパーとか飲食店に卸すということで、今とりわけこのトラウトサーモン、ニジマスでありますけれども、すしネタとしてかなり人気が高くなって需要もあるということで、ここにもありますけれども、当然単価も一定程度確保されているのかなということでありまして、それだけ短期間に加速度的に海面養殖試験が広がっているということでもあります。また、道南でニジマスの海面養殖を先行したといいますか、2019年に八雲町が皮切りに実施しているのですけれども、例えば函館市は函館サーモンという名称で売り出すと。それから、八雲町は、北海道二海サーモンのブランドで去年は13トン水揚げしたと。そして、今年は30トン、来年は45トンの水揚げを見込んでいるということで、そういったブランドとして、例えばスーパーとか飲食店も含めてそうですけれども、ふるさと納税の返礼品として限定販売をする予定であるということを進めておられます。

そういった意味では、そのほかに岩内町でも海洋深層水によるニジマスの養殖試験ですとか、根室市でもベニザケの養殖試験を始めておりますけれども、今この短期間にこういったトラウトサーモンを中心とした海面養殖試験が進んでいますけれども、こういった先進地の事例を参考にする必要があると思うのですけれども、その点についてどのように考えているか、お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、議員、いろんなところの例をお示しされました。そのところどころのやっぱり条件があるということをぜひご理解いただければというふうに思っております。その地域地域で海の状態がどうなのか、湾に囲まれているのか。うちは外海に面していますからなかなか、今までもそれぞれ取り組んできましたけれども、やっぱりそのところの環境が、それぞれ地域が違うというところ、ぜひご理解をいただければというふうに思っております。

また、取り組んではどうかというご質問でありますけれども、事業主体は行政が行うわけではなくて、やっぱり漁業者が事業主体となって取り進めるものであります。最初の答弁でもさせていた

できましたけれども、やっぱり漁協、それから関係者としてしっかりそのところの意思疎通、それから連携、そういったところが重要だというふうに思っておりますので、議員のおっしゃったご提案、しっかり受け止めながら協議を進めてまいりたいと思います。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 昨日の産業常任委員会の報告でもありましたけれども、東神楽町で大手が、これは陸上養殖実証事業ですね。ホームページで見ましたら、2030年には100億円の水揚げを見込んでいるという形で出ておりました。大手民間企業だからできることなのでしょうけれども、やはり何といっても沿岸漁業の振興という意味では、やっぱり各町村等の自治体あるいは漁業者などが事業主体となって取り組んでいく必要があるというふうに思っております。当然、先ほど町長が言ったように、事業主体は漁協になると思いますけれども、例えば釧路市の民間の陸上飼育についても、釧路市が助成しているですとか、あるいは釧路市のように市と漁協と協議会を立ち上げて共同でやっているというようなこともありますので、いずれにしても、これだけ沿岸漁業が落ち込んでいる中で、やっぱりこの減少している状況を座視するには忍びないというふうに認識をしておりますので、ぜひとも先進地の事例を含めて、やっぱり本町についても養殖試験を一步前に進めるということが、あくまでも他の地域でまだ試験段階ということでもありますけれども、この試験を通じて事業化ということになろうかと思うのですけれども、町もそういった意味では現状を踏まえてしっかりと取り組んでいく必要があるかと思っておりますけれども、もう一度お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 同じ答弁になって恐縮であります。これまでも、それから今後につきましても、漁協や漁業関係者と協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

一般質問を続行します。

次に、1番、松田健司議員、登壇の上、発言を許します。

1、1番（松田） 私は、次の事柄について質問をいたします。

保育所に通う児童の親が育休を取得して、出産した翌月から3か月を過ぎると、上の子が3歳児

未満であれば保育園は原則退園となる、いわゆる「育休退園制度」についての質問になります。

内閣府の発表では、2015年4月から子ども・子育て支援新制度が全国で始まり、育休中も子どもを保育園に預けられるということが明確に位置づけられました。

これに伴い、2017年度からは十勝管内の全ての市町村が育休退園制度の運用を中止しているとの報道が2016年1月21日付の十勝毎日新聞に掲載されており、広尾町でも育休退園制度の運用見直しが図られたが、継続利用を求める保護者が認定こども園に問合せをしたところ、育児休業を取得した場合に「継続利用の必要性」を問われ、3歳児未満は退園させられる場合があることや、継続利用ができて保育時間が大幅に短縮させられることを告げられ、困惑しています。

2017年に育休退園の運用をやめた帯広市では、育休証明書の提出により原則全ての児童の継続保育を認めています。また、大樹町でも、同様に全ての児童の継続保育が8時半から16時半の短縮された時間枠の中で実施されております。

広尾町では第6次まちづくり推進総合計画の目標の一つに「日本で一番、安心して子どもを育てられるまちをめざす」と標榜しているが、今回の育休退園の問題はその理念に反していると認識しており、共働き世代の増加や核家族が進む中で、親が抱える苦労や悩みに寄り添った行政支援の観点からも矛盾していると考え、町長の見解を伺います。

また、育休退園制度の実質廃止に向けての町長の考えを併せて伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 松田議員の質問にお答えをいたします。

育休退園制度の運用についてであります。

広尾町では、母親が育児休業を取得した場合には、育児休業後に仕事に復帰する予定であると考えられることから、保護者から今入園している子の継続利用の申出がある場合は、基本的に継続して入園できるとしているところであります。

しかしながら、今、松田議員が保護者から伺った内容といたしまして、退園をする場合がある旨の説明があり、保護者は退園をさせられると受け取られ、困惑しているというお話でありました。

今までそのような誤解を招く説明となっていたとすれば、大変おわびを申し上げるところでございます。今後、保護者に対し説明する際には、退園をしなければならないと受け取られないよう、不安をおおる説明にならないよう、どの職員が対応しても同じ説明ができるように、保護者の皆様にご理解いただけるよう接してまいりたいと思っております。

子育て支援を充実させることは、まちづくりの重要施策の一つでもあります。今後も育児休業イコール退園ではないことを丁寧に説明して、「安心して子どもを産み育てられるまち」づくりを目指してまいるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） ただいまいただきました答弁では、基本的に継続保育を認めており、育児休業イコール退園ではないことを丁寧に説明していくという話でありました。

そして、私が事前に担当課から聞いたお話では、例えばこの5年間に継続保育の申請をして、申請から落ちた人はゼロ人だとも聞いております。その数字が確かかどうかという部分も含め、そしてその数字と併せて現在の待機児童が保育園において発生しているかどうか、その状況等をデータに基づいて伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） 待機児童の状況、あと今の保育園の現状ということだと思いますので、説明させていただきます。

ひろお保育園におきましては、ゼロ歳児から5歳児の入所を認めております。現在、待機児童はございません。

11月末、11月30日現在の入所状況を説明いたします。定員がゼロ歳から5歳まで全部で165人、そのうち入所が118人。内訳を言いますと、ゼロ歳児が定員6人に対し現在6人、1歳児が12人の定員に対しまして9人、2歳児が22人の定員に対しまして16人、3歳児が25人の定員に対して18人、4歳児が50人の定員に対しまして31人、5歳児が50人の定員に対して38人となっております、先ほども言いましたように、待機児童は、今、発生しておりません。

以上です。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 事前に担当課のほうからお伺いした内容として、審査に落ちた人はゼロ人で、なおかつ今ご説明があったとおり、現在、広尾町においては待機児童が一切発生していないと、募集枠に関しては空きがある状況だということから考えますと、先ほどの1次質問の答弁でまだ答えられていない部分にもなりますが、断った方もいらっしゃる、また、待機児童も発生していないという状況の中で、数字だけを見ると現在は実質撤廃しているような状況だと思うのです。だとすれば、利用される方にとって誤解や困惑が生じないようにしっかりと文書として明文化して何かの形で、例えば現在配布されている入所のしおりだとか、そういった部分を利用して、前向きに誤解が生じないよう文書として落とし込む必要もあるかと考えておりますが、その点についての町長の考えを伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員のほうから、いろいろご質問があったところであります。

やはり我々の現場の説明不足があったのではないかというふうに思っておりまして、保護者の方には大変迷惑をかけた部分があります。実際、今担当のほうから説明あったとおり、定員、それから待機児童はいないということでございます。

ただ、定員に対する待機児童はいないのですが、平成31年、令和元年、これも定員を満たしてはいなかったのですけれども、待機児童が発生しました。やっぱり保育士がいなくて、定員には達していないのだけれども、保育士がいなくて待機児童が発生したということ、これは現実になりました。今はしっかり保育士を確保しながら待機児童がゼロという形で進んでいるところでもあります。しっかりと、そういったことの説明をしていきたいというふうに思っているところでもあります。

条文の削除につきましては、法律の立てつけ上、国の法律があつてうちの条例があるものですから、そこは例えば待機児童が発生した場合について、やっぱりそういうところの文言は残していきたいかなというふうに思っているところでありまして、趣旨としては、今の状況では全員がしっかり入れるようになっているわけですから、説明をきちんとさせていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 条文に落とし込んでとか何か明文化するというのは、やっぱりテクニカルな問題であり、時間を要することだとは思いますが、これから先に同じような状況が発生した場合に、現場の人間の裁量で何か入れる人がいたり入れなかったりする人がいたりというようなことがないように、明文化されることを前向きに考えていただきたいなということが1つ。

あと、もう一点、この制度の運用の下、現在、申請・面談等において、希望枠の申請を断られている方、もしくは変更を迫られた方、無駄的な話では、先週、保育園の入園の締切りというか、申請・面談が行われたということなのですが、そういった方々も発生しているかもしれないので、できれば、そういった方々がいるかどうかをちゃんと把握していただいて、そういう方たちの救済措置みたいなものを次年度の、今年度断られた方とか、枠の変更を迫られた方の救済措置を併せて検討していただいて、前向きに周知していただきたいなと思うのですけれども、そのことについてもう一度お伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 条例の明文化については、どのような形ができるか、内部でちょっと検討させていただければというふうに思っております。

あとは、現実には今年そういう面談の結果、そういう対応された方は、対応が間違いでありますから、すぐ訂正をさせていただきたいというふうに思っております。分かるわけですから、し

つかり再度個別面談をさせていただいて、待機児童というか、育児休業で退園をしない形でしっかり対応をさせていただきます。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） すみません。最後に、細かい部分になりますけれども、退園を迫られている、そういった方が実際に出ておられるかどうかというのはちょっと別に置いておいて、退園を迫られた方だけではなくて3歳以上の方が、今の話は3歳児未満のお話に限って僕ちょっとお話ししたのですけれども、3歳以上のお子さんが通われている場合は、保育園枠から幼稚園枠に落とされるだとか、もう一つは退園を迫られるというふうな状況が発生していることも考えられるので、そういう枠の移動をさせられた方に対しても丁寧な対応をしていただけるように重ねてちょっとお願いしたいと思うのですが、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） いろんなケースがあろうかというふうに思います。全てのケースにおきまして、対応させていただきます。

（「以上です」の声あり）

1、議長（堀田） 次に、12番、山谷照夫議員、登壇の上、発言を許します。

1、12番（山谷） 私は、町長の5選に向けての決意を伺います。

過日、町長の5選出馬について、後援会からの出馬要請を受け「重く受け止め、前向きに」という新聞報道がありましたが、町長の考えと「4期目を振り返り公約の達成を」どのように評価しているのかをお聞きします。

さらに、それを踏まえ、今後の町政を担う決意を伺います。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 山谷議員の質問にお答えをいたします。

私の5選に向けての決意についてであります。

2020年、4期目の就任以来、今日まで多くの町民の皆様方からご協力とご指導を賜りましたこと、ここに衷心より感謝を申し上げるところでございます。

これまで、私のまちづくりのスローガンである「自立して豊かに暮らせるまちづくり」を掲げてまいりました。4期目は、キーワードとして「広尾町の活力に向けて」を掲げまして、産業、福祉

を中心に重点政策を掲げて進めてきたところであります。

しかし、就任した年から新型コロナウイルス感染拡大で、住民の方の行動の自粛によって商工業者は深刻な打撃を受けたところであります。また、漁業では大規模な赤潮の発生で過去に例のない甚大な被害があり、農業では資材高騰、生乳生産調整など、かつてない厳しい状況でありましたけれども、国の交付金を最大限活用し、町独自の対策をする中で、住民生活、地域経済への支援をしてきたところであります。

このような状況の中、広尾町の懸案でありました高規格道路帯広・広尾自動車道の広尾までの事業化が決定し、まちづくりの展望が開けました。

福祉政策では、高校生までの医療費の無料化、出産祝い金支給などの充実、町立病院にMR I 導入、商工観光の面では地域おこし協力隊で体験・特産品・にぎわい事業の展開、林業では旧野塚小学校跡のプロジェクトの推進など、厳しい経済状況の中で町政を前進できたのも皆様のご理解とご支援のたまものでありまして、心からお礼を申し上げるところでございます。

4年間の政策を検証して、また、コロナ禍の経験で見えてきたことを生かしながら、町に活力と笑顔があふれるように着実に進めてまいります。

5期目に向けてであります、町民の総力戦で、にぎわうまちづくりを進めていきたいと考えております。

コロナを経験し、自粛を強いられた生活、対面での販売、会議、イベント等の制約で大変つらい思いをしたところであります。その中で、私たちは人とのつながりの大切さを強く感じたところであります。まちづくりは、それぞれの分野の方が町をよくしたいという思いを強く持つことが大事と考えております。

喫緊の課題は、人口減少対策であります。行政政策の全てにつながります。経済の基盤は、産業、経済振興にあり、漁協、農協、森林組合、商工会、港湾振興会と連携し、全力で支援をしてまいります。そして、安心の基盤、これは福祉、医療、教育、子育て、減災・防災でありまして、この分野についても全力を尽くしていく所存であります。それらの一つ一つの力を結集して、住民の総力戦でまちづくりを進めていく必要があります。

地方自治は、住んでいる方が安心して暮らしていける町をつくることにあります。「町の活力」「住民の安心」を柱に、これまで実施してきた政策を継続・発展させてまいる所存であります。

以上が5期目に向けての決意であります。議員各位、そして住民の皆様のご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 次に、10番、小田雅二議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（小田） 私は、コロナワクチン接種のその直後あるいはそこから半月、一月以内での、いわゆるコロナワクチン接種後遺症についての質問をしたいと思います。

先日、10日くらい前ですか、新型コロナウイルスの接種後死亡した市民の遺族に対して4,400万円

の給付金を支払ったことが、山口市の市議会で明らかになりました。健康被害救済制度に基づき申請されたもので、国は死亡と接種との因果関係を否定できないことを認定したということであります。

厚生労働省でのこれに関する審査会では、既に5,000件以上の申請が認定され、785件が不認定となっています。

広尾町においても、3年前より国の指導の下にコロナワクチン接種事業を行っています。町として、新型コロナワクチンの接種後の健康被害があること、最悪は死亡例までありますが、この被害があったときは、健康被害救済制度を利用して認定の申請をできることなどを事業者の責務として広尾町民にさらに周知すべきと思いますが、どのように考えますか。

また、この被害救済制度の申請件数の積極的開示を控えるようにと厚労省が各都道府県に指示していますが、この件等について町としての考えや対応の変更についてはあるでしょうか。そのことも質問したいと思います。

以上、お願いします。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 小田議員の質問にお答えをいたします。

コロナワクチン接種後遺症についてであります。

予防接種後の副反応による健康被害は、接種に係る過失の有無にかかわらず迅速に救済することとしている予防接種法第15条の規定に基づき救済給付を行うこととされており、また、その費用は国が負担することになっております。

現在、広尾町では、新型コロナワクチンの接種券送付時に、この制度について説明した案内文書を同封しており、申請に必要な手続については、町の申請窓口である健康管理センターに相談するようお伝えをしております。

今後も、ワクチン接種後の起こり得る副反応について十分説明し、接種後数日間は体調変化に注意するよう、医療機関の協力を得ながら周知していく予定であります。

2点目の「厚生労働省が各都道府県に当制度の申請件数の積極的開示を控えるよう指示している」とのことではありますが、この件につきましては、国と北海道の間における連絡でありまして、町としては把握していないところであります。

本町におきまして健康被害の救済制度の申請があった場合には、必要な手続について迅速に行う予定であり、町の対応としては変更はないところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 再質問します。

健康被害救済制度についての説明についてされますが、同封している案内文書については添付されているということですが、実際に幾つか部分的に聞きます。

まず、Aとして、この制度について相談等は全くゼロなのか、あるいは何件かあったのかについて聞きたいと思います。

そして、この制度の説明については、ちょっと私、すみません、見ていないのですが、見ていないというよりも、一応簡単に説明をしてもらえますか。

そして、極端な場合は死亡に至ることもあるというような文言はあるのでしょうか。そのことも聞きたいと思います。

そして、あと実際に、先ほど私の質問にもあったのですけれども、国がこの制度、ワクチンの接種事業をやっていますから、できるだけ安全性を強調し、安全でないことについてはできるだけオブラートに包んでというようなことが目に見えるというか、本当は笑い事ではないのですけれども、とんでもないことなのですけれども、そういうことからしていくと、一時いろんな事件があつて、例えば金属片がワクチンの中に入っていたとか、あるいはワクチンのロット番号についても、いろいろロット番号のその一つのロットの中で同じような被害が出たりとかということもあつたりして、そのことについても新聞報道等についてはかなり厳しく制限されたかのように私は感じるのですけれども、そのロット番号については、どの時点で町で接種事業を受けたときに通知されているのかということについても聞きたいと思います。

そしてあと、先ほどの説明の中で30代、40代ぐらいまでの人の中で心筋症がかなり出たということで、これは外国でもそうなのですけれども、ファイザー社もたしか認めているのだと思うのですけれども、このことについてはどのように、全く最初の制度の内容を表示したものと変わっていないのか、それともこれ、追加されたのか、その辺について分かれば教えてほしいと思います。

取りあえず、それが再質問です。

1、議長（堀田） 三浦健康管理センター次長。

1、健康管理センター次長（三浦） それでは、何点かご質問がありましたので、順番にご説明したいと思います。

まず、健康被害の救済制度についての町への相談という件数は、今までございません。ワクチンに関しての様々なご相談というのはあるのですけれども、ほとんどワクチンの予約ですとか、スケジュールのこと、接種券のこと、それから副反応についてどんなものがあるかといったお問合せが主なものでありまして、接種後の副反応のご相談、それから健康被害の救済制度についての申請のご相談というのは、今まであったことはありません。

それと、説明文書についてですけれども、実際の文言としては、これは接種券に同封している案内文書の中に書かれている文言なのですけれども、「予防接種では健康被害、病気になったり障がいが残ったりすることがあります。極めてまれであるもののなくすることができないことから、救済制

度が設けられています。申請に必要となる手続などについては町にご相談ください」ということで書かれております。

次に、ワクチンのロット番号について、いつ時点で接種した方に通知されるかということなのですけれども、予診票、接種済証が接種当日に医療機関で発行されますので、そちらの接種済証のほうにワクチンのロット番号のシールが貼られたりですとか記入がされているということで、そのロット番号を持ってご自分でおうちに帰られるという状況になっております。

また、若い方の心筋症に関しての副反応のご案内についてですけれども、こちらもワクチン接種時のご案内の中に、かなり細かく副反応の出現率、それから年齢別の症状について書かれたご案内を同封しているところです。その中にも「頻度は不明ですが、重大な副反応としてショック、アナフィラキシー、心筋炎、心膜炎が知られています」ということで、接種後に次のような症状があった方には、速やかに再受診していただきますようご案内しているところです。

以上になります。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 相談の件数が一つもない、具体的な相談、単なる質問ではなくて、そういうことは本当にうれしいというか、非常にいいことだとももちろん思います。

ただ、今後もこの接種を続けている人あるいは少し期間を置いて体が変調するというか、そういう可能性もありますので、この辺については、うわさとかそういうものを得るということはまずいけれども、基本的にやはり聞く耳を持って、いわゆるそういうものは言いづらいし、分かれたいくという個人的なプライバシーもありますので、その辺については非常に気をつけながら、しかしながら町としては、いい意味での放置しているということが続けていただきたいと思うのですけれども。

それとあと、国あるいは政府のこのワクチン後遺症についてのリードについて、この辺、文句ではないですけれども、いろいろ言っていくとあれだと思うのですけれども、このワクチン自体について、まず動物実験をさせないとか、いろんな国との契約ありますよね。その中で、いわゆる科学者においてのこのワクチンの分析を禁じていますね。いろんなところで秘密をそのまま保持することをしています。そして、そのことについて私は、広尾町自体も国やファイザーなどの企業と闘えとまではもちろん言いません。しかしながら、実際にこの国の状況を見ていくと、何度もこの場で言っているように、泉大津市の市長とか、そのほか名古屋市もそうですよね、いろんなことで、より住民の立場に寄り添った形で、ワクチン接種事業についての副反応関係についてはやっています。

そして、国民の立場に立った場合、先ほど言った動物実験だとか、分析とかをさせていないということ自体が、それをそのまま認めている自治体、自治体は国とは違ってそういうレベルにはないけれども、この辺のことについては、いわゆる社会あるいは人類にとって利益となるようなこと、例えば動物実験、それか、あるいは科学者による分析もさせてほしいという科学者がたくさんいま

す。その中で、いろんなものが入っていて、もう既になんか化している可能性のあるものとか、大変な異物が入っているというふうに科学者は言っているわけですが、この辺について私はそれと比べて、国に反目するわけではないけれども、国に対して異を唱える泉大津市などの自治体とこの広尾町、小さくても自治体は自治体で、町民の命を預かっている町として、あるいは町長として、その差は何かということを私は考えていくと、やはり公にされない中でうやむやになっていく、過去において日本が対峙したところの、いわゆる薬害訴訟、そういうことに私はつながっていく可能性がかなりあるし、実際に今どんどん申請も増えていると思うのです、この健康被害救済制度に関して申請していくことが。

そうした場合、町として、ただそのまま漫然としてそれを見守っていくことには私はならないと思うのです。実際に、結果的にそうになりましたね、そうですかという答えはやっぱりしたくないと思うのです。町長としても。そうした場合、何らかのやはり形でこのコロナワクチンの接種後遺症については、町長もいろんなところで情報を得て、いろんなことを知り得ているわけですから、それを基にどのように、私のちょっと答えにくい質問に答えてほしいなと思うのであります。お願いします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この新型コロナワクチン接種につきましては国の事業でございまして、この関係につきまして、今、議員がおっしゃったとおり、いろんな情報がありますし、いろんな各方面から意見等々があるところでございます。それを受けて、町の責任としてどうなのかというご質問がありますが、それを打たない方向の理論上、それから科学的な根拠を立証すること、私はできませんので、政府の、国の政策に基づいて、今日までワクチンの接種をしてきたところであります。

ただ、副反応ですとか、後遺症だとか、そういうところは言われているところでありまして、ワクチンを受ける際には、本人は当然であります。また、子どもについては、保護者の方にしっかりと説明を行っているところであります。感染予防の効果、それから副反応のリスク、両方説明をして、そして正しいというか、本人の判断に基づいてそれぞれ接種を行うと、これが大原則でありますから、そういった形で接種を今しているところであります。後遺症につきましても、極めてまれであるけれども、残るということもちゃんとパンフレットの中に書き込んでいますし、説明もしているところであります。

そういったことで、いろんな初めての経験であります。議員がおっしゃったとおり、インフルエンザのワクチンとは違うわけですから、そういった意味では、やはり懸念もあることから、しっかりと説明をしながら、そして本人の判断で実施をしているということでもあります。よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日7日は議事の都合により休会とし、8日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。